

日本共産党栃木県議団の野村節子です。私は受理番号12番、13番、14番の不採択に反対し、採択を求める立場から討論します。

12番は「原発から再生可能エネルギーの推進へ エネルギー政策の転換を求める意見書」を国に提出することを求めています。3. 11東日本大震災と東電福島第一原発事故から5年を経て、いまなお福島県民9万人余がふるさとに帰れず、3千人近くが本県で避難生活を送っておられます。今も残る子どもの健康への不安、指定廃棄物の処理をめぐる問題など、本県が直面している原発事故に由来する苦しみを考えれば、原発から安全な再生可能エネルギーへの転換を求める本請願は、県民の声を代弁したものと見え、当然採択すべきです。しかし、農林環境常任委員会で、慎重審議されることもなく、不採択とされたことはまったく理解しがたいことです。

3月9日、大津地裁は、滋賀県の住民らによる関西電力高浜原発3. 4号機の「再稼働差し止め仮処分申請」に対し、運転中の原発の停止命令を決定しました。決定は、福島第一原発事故がもたらした甚大な被害を重視し、たとえ原発に経済的優位性があったとしても事故の甚大な被害と「引き換え」にすべきでないと指摘しました。これは請願にあるように、原発とは共存できないと言う国民の民意を反映したものと見えます。また原発事故の原因究明が「今なお道半ばの状況」だとも指摘し、規制委員会の新基準に適合したからといって、安全とは言えないとの判断を示しました。原発立地県でない滋賀県の住民による訴えを認めた決定は、本県にも重要な意味を持ちます。県議会として、その重みを正面から受け止め、請願を採択するよう求めます。

13番は「『宇都宮市のLRT軌道』を県道に敷設することに反対する陳情」で、願意は、第55号議案の慎重審議を求めるものです。これはLRT計画それ自体に疑義をもつ市民が多数存在することを裏付けるものです。新しい事業だからこそ、莫大な税金をつぎ込むものだからこそ、大多数の市民、県民の合意が必要です。当初の計画では宇都宮駅の東西を結ぶ路線ということでしたが、東側だけの事業計画、事業費しか示されず、全体像が見えないなかで国への認可申請が提出されたことに宇都宮市民の多くが不信感を抱いています。事業にゴーサインを与える県道への軌道の敷設は認めるべきでないとの立場から、陳情の採択を求めます。

最後に14番「栃木県内の私学の子どもたちが学費の心配なく安心して学べるよう私学助成の充実を求める陳情」について述べます。授業料減免制度予算の増額と制度の対象を広げること、授業料以外の施設・設備費などの納付金にも補助を行うことなどを求めています。

本県の授業料減免制度は今年度ようやく保護者収入350万円まで拡大されましたが、全国的には遅れた対応でした。さらに入学時の納付金への補助は、関東近県では、群馬、埼玉、千葉、神奈川、東京で実施されており、本県も1日も早くそうした水準に助成を広げる必要があります。陳情にあるように、経済的理由で中途退学しなければならない生徒をなくすために県の助成を引き上げてほしいということは、高校生の3割が私学に通う栃木県において、切実な県民要求といえます。7千人余にのぼる署名を添えて提出された陳情を、県政経営委員会で不採択としたことは、民意の切り捨てに等しく、許し難いことです。採択を主張し、反対討論といたします。